

平成23年第3回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成23年9月15日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24	番	柴 沼	広 君
副議長	14	番	海老澤	勝 君
	1	番	畑 岡 洋	二 君
	2	番	橋 本 良	一 君
	3	番	小 磯 節	子 君
	4	番	飯 田 正	憲 君
	5	番	石 田 安	夫 君
	6	番	鹿志村 清	一 君
	7	番	蛭 澤 幸	一 君
	8	番	野 口	圓 君
	9	番	藤 枝	浩 君
	10	番	鈴 木 裕	士 君
	11	番	鈴 木 貞	夫 君
	12	番	西 山	猛 君
	13	番	石 松 俊	雄 君
	15	番	萩 原 瑞	子 君
	16	番	中 澤	猛 君
	17	番	上 野	登 君
	18	番	横 倉 き	ん 君
	19	番	町 田 征	久 君
	20	番	大 関 久	義 君
	21	番	市 村 博	之 君
	22	番	小 園 江 一	三 君
	23	番	石 崎 勝	三 君

欠席議員

な し

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	小森清君
会計管理者	中村章一君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	持丸正美君
監査委員事務局長	西連寺洋人君

出席議会事務局職員

事務局長	前嶋晃司
事務局次長	伊勢山正
次長補佐	長堀久美子
主査	高野一
係長	瀧本新一

議事日程第5号

平成23年9月15日(木曜日)
午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（柴沼 広君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番鈴木貞夫君、12番西山 猛君を指名いたします。

一般質問

議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を続けます。

4番飯田正憲君の発言を許可いたします。

4番（飯田正憲君） 4番、市政会の飯田正憲でございます。さきに通告いたしました質問をさせていただく前に、3月11日に、東日本震災に被害で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、福島第一原発事故で避難されている方々が一日も早く帰宅できますよう、お祈り申し上げます。また、今回の台風12号で、友好都市の田辺市の皆様方の心よりお見舞い申し上げます。

早速、質問に入りたいと思います。

1、岩間八郷線について。2、有害鳥獣など駆除について。

岩間八郷線について、岩間八郷線の泉・山根地区、山根池付近の現在の計画と完成予定

についてお伺いいたします。

二つ目、合併前から進めてきた岩間八郷線が完成し、大変便利になった。車道が2車線と自歩道が整備され、この道路を利用するドライバーは猛スピードで走り抜け、また、岩間八郷線の西側には山根地区という集落があり、この集落の方々が農業に出るときには、この道路を横断しなければならない。現在のところ、大きな事故は起きていないようであるが、この道路の交通安全対策を講ずる必要があると思うが、どのように考えているのか、また、ドライバーに対して、集落があることを表示、指示する必要があるのではないかと思うが、いかがでしょうか。

第2、有害鳥獣等の駆除について。

有害鳥獣駆除については、市で補助金を出し、助成しているが、有害鳥獣駆除をお願いしている駆除隊員が、愛情を込めて飼育、教育、訓練した高額で才能のある猟犬について、イノシシのきばでけがをし、死亡などに対しまして市はどのように対応しているのか。

2、猟友会員の減少について、対策は考えているのか。

以上、第1回目の質問いたします。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 4番飯田議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、岩間八郷線についてでございますが、この路線は、平成元年から、旧岩間町が旧八郷町と連携して両地区の産業振興と交通の利便性の向上を目的に、石岡市山崎地区から笠間市泉地区を結ぶ総延長約5,900メートルの道路整備が計画されました。

本市区間の道路整備については、延長約3,100メートル、幅員11メートルを、平成12年度に事業を着手し、これまでに山根池にかかわる180メートルの区間を除いて工事が完了しているところでございます。

山根池の区間については、現在の計画では、池側に拡幅する線型であるため、工事費が割高となっていることから、経済的な工法について検討をしているところでございます。今後、この未改良区間の検討の結果を踏まえて、事業実施の判断をしてまいりたいと考えております。

次に、岩間八郷線の安全対策についてでございますが、この道路は、石岡市山崎地内から岩間インターチェンジへ通ずるアクセス道路でもあり、また、直線区間の長いことから、スピードを出して走行するドライバーも多いものと思われれます。このため、地元からも、通行する自動車の減速走行を求める要望などもあり、山根池付近に、速度注意の看板を設置したところでございます。

本市といたしましては、こうした取り組みを行ってまいりましたが、今後、警察などとの関係機関とも協議をしながら、路面表示、注意表示板など、さらなる安全対策を検討してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 4番飯田議員のご質問にお答えします。

イノシシなど有害鳥獣捕獲については、笠間市有害鳥獣捕獲隊にご協力をいただき、年に3回実施しているところであります。

さて、有害鳥獣捕獲に当たって、猟犬が、けが、死亡等があった場合の市の対応ということですが、笠間市有害鳥獣捕獲隊が定めた規約によりますと、有害鳥獣捕獲を実施中、事故等により猟犬が死亡またはけがを負った場合、捕獲隊が補償することが定められておりますので、現在のところ自己負担で行っております。

次に、猟友会員の減少についてでございますが、茨城県猟友会の会員数は、平成18年に4,220名だったものが、平成22年には3,335名と年々減少しております。また、当会の笠間支部についても、平成18年には144名いらっしゃいましたが、平成22年には114名と、こちらも同様に年々減少しております。これは、狩猟者の高齢化や、法改正による規制強化が主な要因と考えております。

狩猟者減少の対策ですが、茨城県では、猟銃免許試験の受験者をふやそうと、平日に実施していた年3回の試験のうち2回を日曜日に実施したり、県猟友会では、合格率を高めるため、試験前に予備講習会を開催しております。ただし、減少傾向はとまらない状況にあります。

市としても、狩猟者の減少に歯どめを打つ効果的な対策を見出せないのが現状であります。しかしながら、有害鳥獣捕獲隊に対して、果たしていただく役割は大きいことから、今後、有害鳥獣捕獲隊に対しましての支援を少しでも充実させたいと考えております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 飯田正憲君。

4番（飯田正憲君） 2回目の質問をいたします。

泉・山根地区の道路計画でございますが、きのうも町田議員がやりましたように、検討するということ、検討だけでは前に進まないのじゃないかなと思うのですが、自分なりに思っていたのですが、山根池の道路はもう工事の予定が入って完了するのかなと思っておりましたが、今の答弁を聞くと、少し期待できないのかなという感じもいたします。そのところ、検討じゃなくて、どのくらいの期間で、どのくらいできるのかなという答弁をしてほしかったのですが、そのことを再度お伺いいたしたいと思えます。

さて、岩間八郷線の開通してからは、すごく車の通りが多く、また、周りの環境がよくて、景色もよいのか、本当にスピードを出しております。西側には、山根地区という33戸の民家があり、地形的には、道路の西側に、ほとんど田や畑がなく、先ほども話したように、現在の石岡市の方から運転される方々は、道路の西側の奥にこれだけの民家があることは知らないと思えます。また、そのままスピードを出してきて、急にあそこのところ狭

くなるので、すごく危険を伴うところであります。

この山根地区にとっては、どうしてもこの道路を横断しなければならないのでございます。農作業に行くのには、横切って、また横切らないと田畑や果樹園等に行けなく、農作業ができないのが現状でございます。

この八郷岩間線は、山根地区にとっては、一つの生活道路、生活環境と道路と板挟みになっていて、非常に不安なところでございます。また、その先が急に、何というのだろう、狭くなって、急カーブになっていて、70度ぐらいの急カーブになっているかな、すごく急カーブになって狭く、ちょっと怖いところだなと思って、私もいつも通っております。また、国道355号の方から来ると、また、ガードレールがあって、急カーブになって、本当に交通に対しての非常に危険な場所だと思っております。

道路としては、非常に変則的な道路で、道路をつくるのにはそれなりの道路計画があって、それなりの認可があると思いますが、歩いてみると、ぐるっと回ってインターの方に行くという形で変則的なところで、そこのところも、今後もっとカーブを広げて対策などはないかなと思っております。

写真を持ってきたのですが、ちょっと写真では小さくてわからないと思うのですが、このように広い道路から来て、担当はわかるから、わかると思う。急カーブになって、非常に危ないところでございます。本当でございます。そういうことで、再度また、検討じゃなくて、ある程度皆さんに説明ができるようなお答えをできれば、していただければ幸いです。

続いて、有害鳥獣駆除に対してでございますが、猟友会に関しましては、以前から、町田議員が、猟友会に対しまして深く理解していただきまして、何回も質問していただきました。まことにありがとうございました。

私も、今の会長さんの前に、猟友会岩間支部の支部長や有害鳥獣駆除隊の隊長をやらせていただくことがあるので、有害鳥獣駆除の隊員の皆様の大変なご苦労は十分わかっているのです。現在、年に2回ですか、3回じゃなくて2回、2回ですか。

議長（柴沼 広君） 3回と聞いています。

4番（飯田正憲君） 3回、年に3回ですよ。年に3回、助成いただいて、駆除隊を結成していますよね。その中で、確かに、市から補助金助成金をいただいているのですが、助成金の約3分の1ぐらいは、有害駆除隊を実施する前に実射訓練を行います。そのときに射場の使用料や弾代にかかってしまいます。実射訓練を終了してから有害駆除隊として活動ができます。

また、先ほども言ったように、狩猟犬の話でございますが、この有害鳥獣駆除を何回かやっているうちに、必ずといっても過言ではないくらい、狩猟犬がイノシシのきばで、内蔵が飛び出すほどの重傷を負ったり、中には死んでしまう犬が出てきます。これは聞いた話でございますが、駆除隊の仲間同士で、けがした犬の治療費や、死亡した飼い主に対し

て、駆除隊のみんなでお金を集めて治療代や見舞金を出しているそうです。事実このようなことがあったなら、市民のため、農家のために、好意で協力してくださっている駆除隊員の皆さんに申しわけないと思いますので、何らかの対応をしなければならないのではないかと私も思います。

2番の猟友会員の減少の件でございますが、これは年々猟友会員の高齢化に伴い、減少しております。心配なのは、あと五、六年もたったら、笠間市の猟友会の会員の半数近く以下になるのではないかなと思います。私らも若い方の部類に入っているのですが、そうなると、この有害鳥獣駆除隊の組織の編成、が編成し、継続することが、なかなか難しいのではないかなと、そのときには、結局どういう形で、市として有害鳥獣駆除をするのか、そこらもちょっとお伺いしたいと思っております。

確かに、先ほど、部長さんが申したように、笠間市有害鳥獣駆除捕獲隊という規約はありますが、これはあくまでも、捕獲隊だけの規約で、市と笠間市との契約じゃなく、捕獲隊のみでつくった規約でございます。規約の中の第7条の中に、有害鳥獣捕獲実施中に事故などにより猟犬が死亡またはけがを負った場合、猟犬1頭につき最大10万円を負担するという文言がありますが、これは先ほど私が申したように、会員の方々がお金を集めて多分お金をつくっているのか、市の方からは全然お金は出していないのか、そこらもちょっと確認したいと思っております。

2回目はこれで終わらせていただきます。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 飯田議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、岩間八郷線の山根池のところの件でございますが、前向きなお話を伺いたかったというようなことでございますが、検討につきましては、今年度中に検討をしたいというふうに考えてございます。その検討結果によっては、来年度、工事に一部着手ということも考えられると思っておりますが、ただ、いまだ具体的な検討がされていないので、その検討結果を待って、整備の方については考えていきたいというふうに考えております。

それから、山根池のカーブのところ非常に危険であるということ、それから泉地区からの生活道路の横断箇所が、横断するのに大変危険であるというようなご意見でございます。これにつきましては、まずカーブについては、交通表示板等のさらなる充実をしてみたいと考えております。それから横断箇所については、警察等とも協議をいたしまして、安全なような取り組みを行ってみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 飯田議員の再度の質問でございますが、現在、市では、有害鳥獣捕獲隊に対しましては、3回実施しておりまして、1回30人ずつ出ているのですが、それに対して、報償費として支出し、かつ捕獲に対して、イノシシ1頭当

たり1万円、カラス1羽当たり400円というようなことで支出しておりまして、会員さんがお持ちの猟犬が死亡した場合には、先ほど申し上げましたように、規約の中で、残念ながら会員さんの負担で賄っていただいているだけ、これについては市の方では支出はしてございません。

また、将来、有害鳥獣捕獲隊が、人数の減少あるいは機能の低下によって、なかなか捕獲ができなかった場合考えているのかということなのですが、とりあえずは、捕獲隊にお願いしていくほかないので、将来に向けて、少しでも長続きできるように考えていきたいと思っておりますし、私、これはまだ確定した話ではないのですが、その支援について少しでも充実できればと考えてございます。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 飯田正憲君。

4番（飯田正憲君） 3回目の質問させていただきます。

山根池の今後の、今年度中に検討すると答えていただきましたが、なるべく早く検討していただきまして、地元の人に安心を安全をとということで、それをお願いしたいと思いません。検討だけじゃなくて、事業に結びつくようお願いいたします。

それと今の、確かに、有害鳥獣に対しましては、こういういろいろ新聞記事など見ると、民主党も自民党も、いろいろ鳥獣対策に対しては、要するに国会でもかなりの問題になっているのが現実でございます。でもその中には努力している市町村もあります。これは長野県の上伊那地方の八つの市町村、これは長野県の上伊那地方の市町村で、上伊那鳥獣被害対策協議会というのを設立して、その協議会には、辰野町、箕輪町、南箕輪村、伊那市、吉田村、駒ヶ根市、飯島町、中川村、JA上伊那南信濃農協共済などが参加して一生懸命、そういう今後の鳥獣駆除の防止対策などを協議している市町村もあります。

確かに、元警察官でわかりますが、非常に最近になって、銃の検査というのですか、非常に厳しくなっておりますね。でもこれ見ると、国会などではもうこういう銃の規制緩和などは緩和していこうという、そういう状況になっております。実際、私もいろいろ手続に行くと、もう面倒臭くてやめちゃおうかなという、それぐらいのもう本当に細かく細かくやって、本当にやめたくらいのそのくらい厳しい現状でございます。それは、銃を持っている方の責任もありますが、そのくらい細かくなると、ちょっと今の中ではかなり猟友会の中でも、もうやめようかなと。ここにいる議長もやめた1人でございます。確かに手続が大変で、本当に大変でございます。

議長（柴沼 広君） 飯田議員、何を質問するのですか。

4番（飯田正憲君） この育成をどのようにするかということでございます。

だから、私の言いたいのは、これからの猟友会の会員が少なくなり、できれば市の職員の中で猟の免許を取ってもらい、それで猟友会の会員になってもらって、今後の駆除隊の後継者としてやっていただければ助かるなと思っております。これ市長はどう思いますか、

職員に対してのこういう、難しいことでしょうかね、なかなかね。こういうことで、私の質問はまとまらないのですが、これで終わらせていただきたいと思います。市長の言葉はいいです。考えておいてもらえれば。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（柴沼 広君） 4番飯田正憲君の質問を終わります。

次に、18番横倉きん君の発言を許可いたします。

18番（横倉きん君） 18番、日本共産党の横倉きんです。通告に従い一般質問を行います。

初めに、国民健康保険について伺います。

高過ぎる国保税が、全国どこでも大きな問題になっています。滞納世帯も、全加入者の2割を超えています。無保険になり、正規の保険証を取り上げられ、生活の困窮で医療機関の受診がおくれ、死亡したと見られる事例もふえています。

笠間市における国保加入世帯は、昨年の実績で46%を占めています。国保は、農業や中小零細企業、退職者、無職者、高齢者などで構成されていることから、財政的にも、もともと脆弱であるため、国は社会保障として位置づけています。

これまで、国保会計に占める国庫支出金の割合は、1984年までは49.8%を占めていましたが、年々減らされ、笠間市の平成22年度は28.2%までになっています。このため国保税の値上げが続き、負担も重く、滞納世帯が増加するなど厳しい運営になっています。一方、加入者の所得は減っているにもかかわらず各種控除がなくなり、税金は上がり、しかも年金は下がる一方で、可処分所得が減り、生活が一層厳しくなっています。多くの市民から、何とかしてほしい。こういう声が多く寄せられています。

厚生労働省の統計資料で、年齢別に見た入院患者数を見ると、55歳以上の人たちの入院数が大幅にふえており、また、入院日数が長くなっているのが明確に示されています。国保は、市民の命を守る大切な制度であるにもかかわらず、通院ができない人たちがふえ、病気になっても患者になれないなど、深刻な事態になっています。行政は、この実態を真摯に受けとめ、改善の手だてを講ずるべきではないかと思います。

以下、伺います。

1番目として、国保加入世帯の所得について、例えば、40歳の夫婦と子ども2人の世帯で、年間所得、50万円、100万円、200万円、300万円の国保税の税額と割合はそれぞれどのようになっているか。また、他の健康保険組合加入者と比べると、保険料が所得に占める割合はどのようになっているのか、伺います。

2点目、国保税の値上げが行われる中で、収納率の向上に努めるとして笠間市もおりますが、過去3年間の収納率の実績はどのようになっているか。また、平成23年度の目標はどのようになっているか伺います。

3点目、収納率の向上に当たっては、差し押さえなどの収納対策強化ではなく、住民の

生活実態をよく聞き、各種の制度を活用し、収納改善に取り組むべきではないでしょうか。どのような観点でこの収納を進めようとしているのか、伺います。

4点目、多くの市町村が独自の減免措置を行うため、一般会計から国保会計に法定基準以外の繰り入れを行っています。笠間市でも同様に、一般会計からの法定外の繰り入れを行い、保険税の引き下げを行うべきではないか、伺います。

5点目として、国民健康保険は、社会保障及び国民皆保険の向上を目的として、国民に医療を保障する制度です。国庫負担を計画的に引き上げ、その責任を果たすよう、国に再度求めるべきではないでしょうか。

2点目として、市民の健康づくりについて伺います。

国民健康づくり事業として、人間ドック、脳ドックが実施されています。平成23年度では、脳ドックについては、希望者がほぼ受診できる状況になっています。しかし、人間ドックについては、希望者が多く、受診できない人が多く出ました。健診の枠をふやし、希望者が受診できるよう改善を求めますが、いかがでしょうか。どのような取り組みと枠の拡大を計画しているのか、見解を伺います。

2点目として、2人に1人が、がんにかかっています。そして3人に1人が、がんで亡くなっています。若い人から、忙しいからなかなか受診に行けない、健康だからとか、そういう理由で健康診断を受診していない人が多いのではないのでしょうか。健診は、健康を維持するために行うもので、検診で早期発見と早期治療の重要性を認識してもらうことは大切です。平成22年度の特定健康診査と特定保健指導の実施状況は、どのような結果だったか、また、今年度の目標と実施状況はどのように進展したのか、伺います。

3点目として、放射能汚染対策について伺います。

環境に放出された放射能から子どもたちの健康を守る取り組みについて。東京電力福島第一原発事故で放射性物質が大量に、また広範囲に放出されました。国民の放射能への不安は広がっています。とりわけ、子どもたちの放射線の感受性は、成人の3倍から10倍になっています。年齢が低い子どもたちほど影響を受けます。

1988年に、放射線医学総合研究所が、全国の自然放射線量を測定した際に、茨城全域の自然放射線量を測定しました。笠間市において、その測定値は、年間1.02ミリシーベルトで、1時間当たりの放射線量が0.116マイクロシーベルトを示していました。

東電福島第一原発によって環境に放出した放射線量の広がりを示す放射線量マップ、これは笠間市では、鉾田や石岡市、取手市、つくば市、守谷市などと同様に、1時間当たり1から2マイクロシーベルトの高濃度の放射線量が観測されていました。

笠間市が、8月16日に、各学校のグラウンドの中央付近で、地上50センチメートルでの放射線量は1時間当たり最高値で0.281マイクロシーベルトであり、事故前の自然放射線量の2.42倍が確認されています。

放射能は、雨や風の影響を受け、また、そういう中で部分的に濃度が高くなる現象があ

ります。7月に、友部地区の住宅で放射線量をはかったところ、玄関前では1時間当たり0.147マイクロシーベルトが検出され、同じ住宅の雨どいの下では約9倍の1.26マイクロシーベルトの高放射線量を検出しました。

そこで伺います。

笠間市として、笠間や友部・岩間の各地域の原発事故前の自然放射線量を把握されているのか伺います。

測定結果を踏まえて、これからも、学校や幼稚園、保育所、きのうの鈴木貞夫議員の質問でも詳しく述べられて、ある部分ではダブる面もありますが、児童公園、そしてまた児童公園以外の子どもたちが遊ぶ公園などは、子どもたちや児童生徒が生活する場所、その周辺や雨どい、窓ガラスの敷居、砂場、通学路などの放射線量の測定をし、高い放射線量を測定した場所については迅速な除染を実施すべきではないか、きのうの解答でもありましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目として、食べ物を通した内部被曝を防ぐ対策の一つとして、学校給食の食材の安全性の確保が求められています。食材の放射線量の測定を行い、制限値を設け、これを越えた食材の使用を禁止する対策を講ずるべきではないでしょうか。

4点目、今回の原発事故により、原発の安全神話は崩壊しました。現在、学校で使用している原発についての副読本の取り扱いと対応はどのようになっているか。

1回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） それでは、18番横倉議員の、国民健康保険についてについてお答えをいたします。

最初の、国保税、社会保険料等の所得に占めるそれぞれの割合についてであります、国保と社保の制度の違いといたしまして、国保の場合は、所得割のほかに、1世帯当たりに対しての平等割や、加入者、世帯人員に対しての均等割が賦課されるため、加入者数により税額がかわります。しかし、社保の場合は、被扶養者の有無では変動いたしません。それから、個人負担と同額の雇用者負担があります。加入者の負担額のみで比較を単純に行うのは適当ではないと思ひます、という気がいたします。しかし、質問の内容に沿って試算は行ってみました。

まず、40歳夫婦子ども2人の4人世帯を前提として、給与所得がそれぞれ50万円、100万円、200万円、300万円であった場合の国保の税額と、社会保険の負担額及び給与収入に対する割合として説明させていただきます。

50万円の給与所得の場合は、115万円の給与収入となりますので、同様に100万円の場合は166万7,000円、200万円の場合は311万5,000円、300万円の場合は442万7,000円となり、その給与に対するそれぞれの割合として説明させていただきます。

まず、50万円の場合の国保の課税額は10万7,500円であり、給与収入に対する割合は9.3%になります。社会保険の場合の負担額は6万4,300円であり、給与に対する割合は5.6%であります。同様に100万円の場合の国保が16万7,000円で10%、社保が9万3,200円で5.6%であります。200万円の場合の国保が37万2,400円で12%、社保が17万800円で5.5%であります。300万円の場合の国保が49万2,400円で11.1%、社保が23万6,500円で5.3%となります。

社保の場合は、いずれも5.5%前後の負担金であり、被扶養家族数に左右されません。これに対しまして国保の場合、単身であった場合は3%前後であります。議員が示された4人世帯では9%から12%となり、国保が社保に比べて高くなっております。

しかし、社保の場合は、雇用者負担が個人負担と同率の5.5%あります。雇用者から見た人件費としての負担は、これをあわせると11%前後となり、国保との差は少なくなります。これは、そもそも給与所得者は社保に加入し、それ以外の農業者や個人事業者等が国保の対象者として、加入者として組み立てているためでもあります。そのため、現在国保に加入している非正規労働者など、短時間労働者の社会保険の適用拡大などが議論されているわけであります。

次に、2番目の国保税の過去3年間の収納率であります。平成20年度は、現年分85.1%、滞納繰越分15.77%、平成21年度は、現年分83.08%、滞納繰越分15.79%、平成22年度は現年分82.7%、滞納繰越分15.6%であります。23年度の目標は、現年分86.6%、滞納繰越分18%としており、昨年度実績に比べ高い目標値ではありますが、電話催告、隣戸徴収、差し押さえ等の実施、また、短期保険証、資格証明書の発行基準を強化し、収納対策の目標に向け努力してまいります。

3番目の収納活動についてであります。生活状況により、一度に納税することが困難な方や、非自発的失業者を含む失業、疾病等により収入がない方などについては、随時納税相談を実施しております。

非自発的失業者については、昨年度から始まったものでありますけれども、現在までに、411名の方がこの相談を受け、減額措置をしているところでございます。しかし、悪質滞納者や納税意識の低い滞納者に対する督促、催告、差し押さえ、予告、差し押さえ等の滞納処分については、法律に基づき執行しているものであります。平成22年度については、預貯金、不動産、出資金、給与で合計461件の差し押さえを実施しております。税負担の公平性の確保のため、今後もなお一層厳格公正な滞納処分を実施してまいります。

4番目の一般会計からの繰り入れについてであります。国民健康保険事業に要する費用は、原則として、50%の公費負担と50%の保険税で賄うことになっております。国保会計の歳出における医療費の伸びや、高齢化や高度医療技術の進展等により非常に高くなっており、反面、歳入においては、不景気による所得の落ち込み等により国保税が減少し、非常に厳しい状況になっております。

これまでは、国保の財政調整基金等で何とかしのいできておりましたが、その基金もついに使い切ってしまったところでもあります。したがって、収納率の向上に加え、来年度には、国保税の税率改正を行う必要があるとご説明をしたところでもあります。

しかし、医療費の伸びは、毎年8%と非常に高く、その伸びに連動した改正をそのまま行うことは、加入者に対し、大きな負担を強いることになるため、やむを得ず保険税負担緩和分野、マル福、ペナルティー分による国庫支出金減額など、一定の基準に基づいた一般会計からの繰り入れを行い、緩和を和らげなければならないというふうに判断をしております。

5番目の国庫負担を計画的に引き上げ、その責任を果たすよう国に求めるべきことについてではありますが、国に対しての意見、要望については、一自治体、笠間市が行うのではなく、全国市長会を通じて行っていると、何度かお答えしており、その考えは今でも変わっておりません。

全国市長会では、危機的状況に瀕している国保制度については、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を実現するまでの間、国の責任を明確にした上で、都道府県を運営主体とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編統合を行うこと、と決議をしております。市としては、引き続き全国市長会、国民健康保険中央会等の団体と連携し、国に要望をしまいたします。

次に、市民の健康づくりについてお答えいたします。

1番目の人間ドックについてではありますが、平成22年度までは、申し込みを先着順としておりましたが、平成23年度は、受診希望者の総数を把握することも含め、抽せんにより決定をいたしました。22年度までは、申し込み者数が、予定人員よりも多少オーバーしている程度であるというふうな認識はしておりましたが、途中であきらめて帰っている人もあるだろうということで、正確な数字を把握するには、申し込みを事前に受け付けをして抽せんをすることによって、はっきりさせたいという意味も込めまして、今年度行ったわけでございます。抽せんに当たりましては、厳正に公平に行うために、横倉議員に立ち会いということでお世話になった次第でございます。その結果、実際に、相当数の受けられないという方が判明した次第であり、何とかしなければならないという気持ちは、横倉議員も私どもも多分同じであろうというふうに思います。

結果ですが、人間ドックは、定員290名に対し、応募者数が424名であり、受診できない方が134名でありました。脳ドックは、定員200名に対し、応募者数204名であり、受診できない方が32名でありました。脳ドックの定員に対して、応募者数が4名のオーバーにもかかわらず、32名の方が受診できない状況になった結果については、申し込みの際の希望検診機関が、県立中央病院、さらには水戸済生会総合病院の2カ所に集中しているためであり、一方では、定員に満たない検査機関もある状況になっております。

人間ドック、脳ドックいずれも、より多くの方に検診していただけるよう、検査機関ご

とに毎年検診枠の増を要望しておりますが、受診枠の増ができないなど、難しい状況になっております。そのような厳しい状況ではあります。今後はさらに、強く検診機関に要望し、多くの方が検診できるよう、努力してまいりたいと思っております。

また、特定の検診機関への集中、これを分散するよう、市民の理解を得、申し込み方法等についても検討し、実施してまいりたいと思っております。

2番目の特定健康診査と特定保健指導についてであります。平成22年度の実施状況については、特定健康診査対象者が1万7,615人、受診者数6,648人、受診率37.7%であり、特定保健指導対象者は1,036人、実施者数244人、実施率23.6%であります。今年度の特定健康診査受診目標は55.0%であります。8月末現在の実施状況については、対象者1万7,988人のうち受診者数3,300人、受診率18.35%となっております。

また、特定保健指導の実施目標は35.0%であります。8月末現在の実施者数については、対象者231人、実施者46人、実施率19.9%となっております。特定健康診査受診率向上に向け、広報による周知徹底、それから昨年度に引き続き、未受診者に対する再通知を実施してまいります。また、特定保健指導についても、実施率向上に向け、前年度の特定保健指導を受けた方々への継続指導などを実施してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 私の方からは、放射能汚染対策についてでございますけれども、笠間市では、笠間、友部、岩間地域の原発事故前の放射線量を把握しているのかというご質問でございますが、笠間市には、放射線量を測定する定点のモニタリングポストは設置されておらず、したがって、原発事故前の数値はございません。

議長（柴沼 広君） 教育次長 深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 18番横倉議員のご質問にお答えいたします。

私からは、放射線汚染対策についての除染、それから学校給食の食材、学校での副読本についてお答え申し上げます。

除染関連につきましては、昨日、鈴木（貞）議員にお答えしたとおり、放射性物質の蓄積しやすい場所について把握するため、現在、各学校で線量を測定し、今後測定結果をもとに、毎時1マイクロシーベルトを超える箇所につきましては、部分的な除染対策を行いたいと考えております。

学校給食の食材につきましては、茨城県において、農畜産物等の食品について検査をしております。昨日、9月14日現在でございますが、その数は、穀類が7品目、421検体、野菜類31品目、287検体、果実類6品目、25検体、畜産物5品目、153検体などの放射性物質検査を実施されており、安全な食材として一般に流通されているものを給食の材料として使用しているところであります。

教育委員会としては、学校給食としての安全性の確認は重要であることから、自主検査として需要の多い食材の中で8品目、タマネギ、ジャガイモ、キャベツ、ニンジン、大根、キュウリ、ネギ、ホウレンソウについて、放射性ヨウ素及び放射性セシウムの簡易検査を実施したところ、いずれも不検出であることを確認しております。今後につきましても、導入予定の測定器により、継続的に放射性物質を確認し、学校給食の安心安全の確保に努めてまいります。

次に、学校で使用している原発の副読本でございますが、茨城県では、平成11年9月のJCOの臨界事故後、平成12年度から、小中高等学校等へ原子力に関する副読本「原子力ブック」を配付し、各学校の授業等で活用しております。内容は、臨界事故の概要、放射線の知識、事故が起きたときの対応等が盛り込まれております。県でも、今回の福島原発の事故を受けて、これまでの「原子力ブック」に記載されている内容を見直すことが検討されております。

また、文部科学省では、放射線を正しく理解してもらうため、放射線教育専用の副読本を作成し、9月にも全国の小中高に配布することを決めました。内容は、放射線の特徴や構造、医療やエネルギーなどの活用についてわかりやすく記述するとともに、放射線を浴びたり、放射性物質が体内に取り込まれたりした場合の影響についても説明し、さらに原発事故が起きた際には、国や自治体からの情報に注意して避難するといった、いざというときの対応や防護策についても盛り込まれることとなりました。笠間市においては、授業の中で配布されるこれらの副読本の活用を図っていきたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 21番市村博之君が所用のため、退席いたしました。

都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 18番横倉議員のご質問にお答えをいたします。

児童公園など、子どもが生活する場所などの放射線対策についてでございますが、既に笠間市が管理する都市公園、16カ所については、放射線量調査を8月上旬に実施し、安全を確認しているところでございますが、再度、都市公園16カ所と開発行為などで整備された公園45カ所も含めて、比較的放射線量が高いと予測される箇所を計測し、毎時1マイクロシーベルト以上が確認された場合には、速やかに除染対策を行いたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 横倉さん君。

18番（横倉さん君） まず、国保の問題について再度お伺いします。

答弁でもありましたように、国保は、社会保険料というか、事業者の負担がないのですよね。そういう中で、50万円だと所得、収入が115万円、10万円からの保険料がかかるわけです。そういう中では、100万円所得では、16万円と先ほども言われましたように、非常に高い状況です。これは、だれが見ても、このほかに4人家族、40代の4人家族といえますと、高校生や小学生を抱えています。そうすると、教育費に相当かかります。そして

また、老後の準備ということで、住宅ローンなども抱える状況になっています。やはりそういう段階ですので、経済的な出費、滞納世帯が笠間でも23%を超えている、これは個人の努力、今滞納でもいろいろ決まりによって、取り立ても厳しくやって、公平を期するという答弁がありましたけれども、これはもう担税能力、負担できる能力を超えているのではないのでしょうか。やはりこのことを真摯に自治体としての行政として見ていただきたいと思います。

やはり、23%も滞納が出るということは、制度としては、もう行き詰まっている、行き詰まりを解消するというのは、まず、政府が大もとでは、国庫負担が半分ぐらいになっているわけですからそれを戻すことと、これは自治義務でもありますので、国がやらないうちは、やはり自治体としての責任で、一般会計からの繰り入れで保険料を下げっていく、先ほど、今までは保険料を、一般会計からの繰り入れを、保険料の値下げとかいろいろな形では入れていなかったということで、ことしから入れる、今後入れていくという前向きな答弁がありました。ぜひこの額をもっとふやして、やはり国保税が払えるような保険料、そうしないと、滞納者がふえれば、また保険税が上がる、そして保険料が上がると払えなくて滞納者がふえる、悪循環です。

それと、社会保障として位置づけられている大きなもとは高齢化になっていまして、医療費はどんどんかさむのはもう明らかなのです。先ほどもしましたように、入院日数でも、今限度がありまして、なかなか病院にも入院ができない状況がありますけれども、医療費の負担というのは物すごく国民健康保険はふえています。そういった意味では、社会保障ですから、これは。国とか自治体がきちんと保障するのは当たり前です。そういう点では、ぜひこの自己責任ではないと思うのです、本来。一生懸命やっても食べていけない。もし何かあいが悪い人が出たら医療費は3割かかります。減額制度もありますけれども、そういう点では、本当にこれは制度として、もっと真摯に受けとめ、見直すべきではないのでしょうか。

それと、滞納者をどう解消していくかと、私は、やはり滞納している方の実態をよく調査していただくというのが大事かと思います。滞納している人は、国保税ばかりではなくて、住民税とか所得税、ほかにも滞納しているかもしれません。そしてまた、サラ金などで大変な思いして、払えない状況があるかもしれません。そういう中で、事情は聞いていると思いますけれども、滞納世帯がどういう滞納しているか、その実態をもっときちんと把握して、その人の状況にあわせて、いろいろな制度を活用して、その人が滞納が解消できるような形を自治体としてもとっていくべきではないのでしょうか。一つは、サラ金でしたら過払いがあれば、これは弁護士さんとも相談とか、子どもを置いて急にリストラされて、収入が減ったとなれば、就学援助制度を活用する。また、親が介護保険を受けていたら、その親が収入がなければ、世帯分離などをして軽減できる方法もありますから、滞納者の身になって自治体の職員と一緒に共有して、こういう制度があるということをは

っきり援助しながら、そうすれば、負担もある面では軽くなりますし、戻ってくる場合もあると思うのです。そういう点で、ぜひこの相談、強制的な取り方をするばかりではなくて、やはりそういうところにもっと力を入れるべきではないか、そういう点では、そういう状況をもっと検討していただきたいので、そういう考えがあるのかどうか伺います。

それから、健康づくりについてですが、これまで、合併前は、友部でも、健康推進委員さんというのが地区にいました。そういう中で、その人たちが中心になって、保健師さんとのいろいろ、地区の公民館とか集会所を利用して、健康増進の啓発を進めること、そして、やはり健康にもっと感心を持ってもらうことが大事じゃないかと思えます。そういう点では、健康推進委員さんをつくる、何らかの方法でそういう形がとれないか、これから検討していただけないか。

また、健康診断でも、忘れてしまったという方も結構いますね。そういう点では、やはりステッカーなどを張れるような形で、わかるところに、そういう取り組みができないか、そういうことあればいいかなと思えますけれども、そういう検討をされていただければと思います。

それから、放射能の汚染の問題です。今、いろいろな方式、前の1ミリシーベルトを超える、今政府がそのようになっています。しかし、子どもたちは、成人の人の、最初に申し上げましたように、放射能の感受性は3倍から10倍になっています。年齢が低い人ほど、低い子ども、乳幼児、そしてまた妊婦さんも物すごい影響を受けます。そういう点では、1ミリシーベルトというのは、東電の従業員、原子力関係の従業員の被曝線量は年間1ミリシーベルト以下にするようになっているのですね。平均が0.8ミリシーベルトです。だから、そういう点から見たら、子どもたちが年間1ミリシーベルトというのは、本当に高い、3倍から10倍だったらその10分の1でしかるべきではないでしょうか。

そういう点では、やはり放射線量、子どもたちの被曝線量の計測、子どもたちに、個人被曝線量をはかるそういうのを持たせて、やはり正確に被曝線量の問題をはっきり把握できるようにすることと、健康診断を定期的に半年ごとにするとか、そういう方法を講ずるべきではないでしょうか。これ線量が低いから安全だということはいえない、そういうふうになっています。それは、統計的に出ていないだけであって、放射線量が低いから大丈夫だということではありません。がんは何十年かの中に複数の遺伝子変異が重なって起きます。チェルノブイリの原発事故でも、子どもの放射線がんの増加率が統計的に確かめられたのは20年後ですね。時間がたたないとわからない、安全か危ないかじゃなくて、やはり除染をすることに徹していただきたいということを申し上げたいと思います。そういう点では、放射能の問題では、個人の被曝線量の測定器、計量機を、ぜひ国や東電に申し入れてつけさせるような取り組みをすべきではないかと思えます。そういう点での答弁をお願いいたします。

2回目の質問です。

議長（柴沼 広君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） それでは、横倉議員の再度のご質問にお答えいたします。まず最初に、一般会計からの繰り入れをふやして、税率を下げてはという部分であります。先ほども申し上げましたように、原則的には、公費とそれから税でもってそれぞれ賄うということが大原則であります。そして、減額それから減免こういった措置については、国の補助金、県の補助金、こういった部分も含めまして、一定のルールがあってその時々々のルールに基づいて減額をしたりを行っているところであります。

それに対しまして、市町村独自に、単独でもって独自に下げようということも確かに実態としてはあります。笠間市としても、非常に厳しい状況ではあるという状況の中で、これはやむを得ないという部分で判断をしたところであり、積極的に一般会計から繰り入れて下げるということは、本来の目的からも外れておりますし、それから、流れ的には、今後、県への一本化等を考えたときに、国、県等の私どもも含めて考えているところについては、こういった単独の繰り入れは極力少なくしていこうと、そういうことですり合わせをやっていこうという流れでありますので、これは必要最小限に行うということでもって考えてございます。

それから、収納率の向上のために、どちらかということ、滞納処分、差し押さえ等ではなくて、住民への温かい対応ということが必要であろうという趣旨だと思います。当然のことながら、国保の場合の性格上、無職であっても、前年度所得があれば、非常に大きな金額が課税されているというような場合もあります。そういった方々に対して、課税額をそのまま、じゃ実態として納められないという状況であれば、当然それは相談にも応ずる体制もできていますし、実際に行っております。やみくもに、滞納処分と、差し押さえ等をするものでは決してありませんし、そういった意味での納税相談等の機会という部分については、現在も行っていきますし、あらゆるものを周知等も含めまして、今後もやっていくという前提で考えております。

ただし、担税能力がありながら、中にはそれでも納めない方がいることも実態でありますので、こういった方々に対しては、調査をし、厳正に対処をするということが我々の考えであろうというふうに思っております。

次に、健康づくりでの件でございますが、旧友部町で、健康推進ということが努力して健康づくりに対して非常にご協力をしていただいたという実態は私も存じております。旧3市町とも、健康づくり事業、国保の財源を使いました事業は、さまざまな事業を展開しておりました。その財源のとおりかどうかわかりませんが、健康まつりだったり、旧岩間町では運動会だったり、それから旧笠間ではウォーキング大会だったり、健康推進事業、さまざまな事業を展開し、友部町でも健康まつり、それから健康推進事業というさまざまな事業展開をしていたことは事実であるし、それが一定程度の成果があったことも

十分承知をしております。

しかし、なかなかそれが統合の中でうまく一本化できなかったということも事実でありますし、その点は、我々としては反省すべきことかなというふうにも考えております。そこで、こういった同じような制度をつくれぬかという趣旨の質問でありますけれども、現在、私どもで健康づくり計画ということを策定しております。市民総ぐるみでもって健康づくりをやっていこうという中で、健康推進委員の趣旨に近い形での制度ができるように、今検討を行っているところであります。こういったことが行われることによって、少しでも医療費の低減にも務まるように努めてまいりたいというふうに思います。

それから、忘れていた方に対してのステッカー等、何らかの方法があるのかということですが、昨年度から、忘れていた人もあるであろうという前提で、未受診者に対する再度の通知ということを行っており、これは非常に効果が昨年あったというふうに判断をしております。したがって、今年度も行っていきたいというふうに思っております。

それから、ステッカーについては、ステッカーじゃなくて、私ども健康カレンダーということでもって、壁に張っておくという状態がつけられるような仕組みをつくっておりますので、多分それを壁に張っていただければ、少しでも防止できるのかなということですので、そういったことに対する周知ということも今後進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答えいたします。

放射線の測定器を子どもたちに配備したらどうかというご質問でございますが、放射線の測定器を配備するということは、要するに、ホットスポットとか放射線の高いところに近寄らないという意味合いがあって、そういうものを配備するということになるかと思いますが、笠間市の現状を申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり現状では0.088マイクロシーベルトから0.292マイクロシーベルトということでございまして、非常に低い数値となっております。

国が示した一つの例でございますけれども、例えば1マイクロシーベルト、これは除染対象になっている数字です。1マイクロシーベルトで、例えば、これは自然の、宇宙船とか、大地放射線そういうものを取り入れたり、あとは内部被曝、給食とか、そういうものを含めて、年間、1日当たり学校に6.5時間いたとして通学が200日で計算した場合、1年間に受ける線量は0.534ミリシーベルトということになりまして、1ミリシーベルトからかなり低い、約半分ぐらいの数字になります。

あと笠間市の一つの例として、一つの、これは測定の中で0.268という数字があります。これをこの算式に当てはめると0.062ミリシーベルト年です。ですから、かなり低い数

字となっておりますので、こういう中では、逆に、前の答弁でも申し上げましたとおり、ホットスポット、例えば、そういう1マイクロシーベルト等があるようなところを、局地的に、局部的に除染をしていきたいと、そういうことで、ある程度解消できるのではないかなと思っております。そのようなことで、現在のところ、放射線測定器等の配備は考えておりません。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 横倉きん君。

18番（横倉きん君） 国保の問題で、これはいろいろ答弁されて、健康増進についてはいろいろ前向きな答弁もいただいたので、ぜひ実行していただきたいと思います。

それから、国保税の問題ですが、やはり今広域というお話も出ました。今自治体では、大変だから保険料を下げるというのは、この県内44自治体で36の自治体で実施しています。今までやられていなかった8自治体の中に笠間市も入っているわけです。そういう点で、広域連合になりますと、自治体でのそういう一般会計からの繰り入れで保険料を減免する、そういう制度がなくなってしまうということは、さらに今まで減免されていたところは値上げになってしまうおそれがあります。そういう点では、私はこのきめ細かい自治体の役目としての、そういう行政としては本当に逆になってしまうのではないかと。

基本的には社会保障ですから、今社会保障というのは、国はきちんと守るべきものなのですよ、それが守れていない、そういうふうに私はとらえられると思うのです。そういう点では、これからも取り立てというか、悪質なものについてはしょうがないとしても、やはり制度を、いろいろきめ細かい制度をもっとやっていただいて、ぜひ、安心してかかれる医療になるように取り組んでいただきたいと思います。

それから、ちょっと私が原発の問題の被曝の問題で、被曝線量というか、被曝線量をはかるというか、ここにつけておいて、東電社員なんかがつけておいて、24時間観測しているものがあるのです。そういうのを私はちょっと間違っていたのかもしれないので、線量計をはかってそうじゃなくて、自分の体に身につけて、どれだけ被曝しているかを、年間の計をはかる、3カ月ずつちゃんとデータを見て、健康診断するということですので、その辺の、そういうのを一番、被曝されないというか、状況がはっきりつかめるということですので、そういう点で、もう一度その辺の。これは東電や国に、安全だから絶対事故はないということやってきたのですが、これだけ、子どもたちに将来にわたっての被害がはっきりしないわけですから、そういう点では、できるだけ、被曝しない対策をとるべきであるし、健康もちゃんとチェックをしていく、健康診断などもしていく必要があるのではないかとということで、そういうことについて、考えを再度求めたいと思います。

それから、これはちょっと要望なのですよ。今運動会とか何かで盛んとやっていますよね、風が吹いたときやはりほこりや何かかなり出ますね。そういう点では、散水を、余りほこりが立たないようなことも、これは父兄からの要望です。それと運動会あたりでも、

ここは危険だというところは何かあるようですので、やはりそういう点では、お昼、教室で昼食がとれるような対策をしてほしいという要望がありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） それでは、横倉議員の3度目のご質問にお答えします。

個人の線量計というのは、外国では実施しているところあるわけですが、それは子どもがというよりも、一生持って、あれは1回ずっとそのまま積算していくということで、自分の生活で大人になっても毎日それを携帯をしていて、どのぐらいの放射線、医療機関でもそうですが、どのぐらいの放射線を浴びているかということをも自分で関知するものです。だから、リセットしてまた使えるというものではないのです。ということは、まだ日本にはそれはすごくなじみがないのですよ。

本来は、きっと、こういう時代だとだれもが、赤ん坊からずっと成人するまで放射線をどのぐらい自分が浴びているかということを実施している。ただ、それは、私は、一自治体で一部分でやっていることではなくて、もう少しそれはきっと国としての制度が必要なものというふうに理解をしています。

単純に、今一人一人の子どもたちが心配というのは私たちも当然です。ですから、できるだけ除染をするということ、危険なところでは除染をすると。ただ、先生もおっしゃいましたように、1987年からでは0.11幾つかという数字がありましたが、現在もそれより低いかそのぐらいなのです。

ですから、先ほどのほこりとか、教室内で食事ということも含めて、学校では、子どもたちに、できるだけ、そういうことに対することは今神経を使っているところです。決して、子どもたちを危険な状況にしていくとか、そういうことではなくて、私どもは、できるだけ安全なこと、それはご家庭でも一緒なので、市民全体で子どもたちを守っていくというような姿勢でこれからもやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 18番横倉きん君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

11時40分に再開いたします。

午前11時25分休憩

午前11時40分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

〔13番 石松俊雄君登壇〕

13番（石松俊雄君） 13番市政会の石松です。

議長より許可をいただきましたので、通告に基づいて、一般質問を行います。

今般の東日本大震災では、住民基本台帳が失われ、行方不明者の把握さえ困難な自治体があります。ましてや、国や自治体の土木構造物、建物がどれだけ失われたかの把握は、一層困難だといわれています。もともと台帳がなかったり、台帳があっても記載されていなかったり、あるいは記載されていても、はるか昔に取り壊されてしまっていたりという状況にあったからであります。

そうしたことへの改革につながる動きとして、地方公会計改革があります。これは、主に、自治体の財政健全化を目的として、民間企業並みの財務諸表を整備するために、総務省が、学識経験者や公認会計士を含む委員会で検討をし、平成18年に、事務次官通知として公表したものであります。

ただし、その事務作業が膨大になると考えられたため、総務省では、民間企業並みの資産棚卸しを行う基準モデルと、従来の決算書類から便宜的に財務諸表を作成し、事務量が比較的少なく済むと考えられる総務省方式改定モデルの2種類が例示されました。法的拘束力はありませんので、どちらを選択するかは自治体の主体性に任されています。

平成20年度決算で、基準モデルを採用した自治体は115でしたが、平成22年度は167にふえています。そこで、通告1問目の質問であります。笠間市として、基準モデルと改定モデルの違いについて、どのように認識されているのか。なぜ、笠間市は改定モデルを採用されたのか、理由について伺います。

また、今年度3月に、総務課から示されました財務書類の分析結果について、特に類似団体と比較してどうなのか。さらには、この分析結果からいえる笠間市財政の特徴点や課題について、簡単にわかりやすくご説明をお願いいたします。

次に、通告2問目のファシリティーマネジメントについてであります。

ファシリティーとは、施設のことを意味し、ファシリティーマネジメントとは、アメリカで生まれた新しい経営管理方式のことです。その定義は、企業、団体が、組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理活用する経営活動とされています。我が国でも、民間企業の施設管理から普及し、昭和62年に、日本ファシリティーマネジメント協会が設立をされました。近年自治体にも普及し、東京都や青森県、杉並区、浜松市、武蔵野市、佐倉市などで先進的に取り組まれております。年々ファシリティーマネジメントに精力的に取り組む、あるいは着手しようとする自治体がふえています。

笠間市の平成21年度決算に基づく財務書類の普通会計のバランスシートには、市の保有する公共資産の総額が示されております。この公共資産額は、分野別にも示され、例えば、生活インフラ、国土保全分野の資産額は約585億円、教育分野の資産額が235億円など、総額で1,016億円の公共資産が笠間市にあることになっています。このように多くの資産を保有しているということは、保有施設の維持更新費用も多くかかるということであり、市の保有施設にかかわる維持、補修、更新費用は、将来返済すべき負債同様、中長期的に

費用が、いつどれくらいの額が必要か、あらかじめ把握をしておかなければなりません。そのためには、市有施設の老朽化の状況を全体的かつ横断的に把握することが必要と考えます。そして、市有資産の棚卸しを行い、施設のライフサイクル全体での保有コストと利用度を検証した上で、維持するもの、建てかえ等更新を行うもの、別の用途への変更、売却等新しい活用方法の検討をするものなどに区分し、戦略的な市有資産の維持活用方針を持つことが重要であります。

昨年9月の定例会で、公共建物のライフサイクルコストについて質問した際、総務部長より、建て物のライフサイクルコストという試算は大変重要ではないかと考えているところであるという答弁をいただきました。

そこで伺いますが、具体的に答弁いただいた中の、公共建物に関する中長期的な修繕計画の検討については、どのようになったのか。また、新築に当たって、ライフサイクルコストを勘案する旨の答弁がありました。とりわけ、岩間駅橋上化や、児童館、笠間学校給食センターの建設に当たって、ライフサイクルコストを把握されているのでしょうか。既存施設のライフサイクルコストを試算できる体制づくり、公共建物の管理体制の一元化も検討する旨の答弁をいただいておりますが、検討の結果どうなったのか、ご答弁をください。

また、二つ目に、総額1,016億円の有形固定資産について、現在規模での設備、資産更新は可能なのでしょうか。今後、市民ニーズと財政のバランスについてどのように考え、資産更新のための資金について、市としての計画はあるのかどうかお尋ねをいたします。

最後に、通告3問目の廃棄物処理について、3点お伺いします。

廃棄物には、産業廃棄物と一般廃棄物がありますが、災害廃棄物は、その区別がなく、一般廃棄物として処理をされております。この一般廃棄物を行政が処理するに当たっては、一般廃棄物処理計画を策定して、計画的に処理することとされており、この計画の中では、事業者が排出する事業系一般廃棄物をどのように取り扱うかも決められているため、市町村によって、その取り扱いが変わってまいります。

笠間市には、笠間水戸環境組合とエコフロンティアで処分されているため、一般廃棄物処理計画が二つありますが、事業系一般廃棄物の収集や費用、処理方法に違いはあるのでしょうか。また、今回の震災に当たって事業系一般廃棄物がどのように取り扱われたのかも、あわせてご答弁をください。

一般廃棄物は、産業廃棄物と比較すると、生活に密着したもので、市町村に処理責任があります。そのため、処理ルートも、同一市町村内という狭いエリアで完結し、市町村が策定する一般廃棄物処理計画の中で行われるものなので、広範囲で移動する産業廃棄物とは異なり、再委託が認められておりません。

しかし、今回の大震災では、災害廃棄物が大量に発生したため、平常時発生する一般廃棄物とは質も量も違い、処理も同一市町村内ではいけないことから、特別立法で、災害廃

棄物については、再委託が認められる制度がつけられました。

そこで、2点目にお伺いいたしますが、笠間市の災害廃棄物はどのように処理されたのか、とりわけ再利用の徹底がどう行われたのか、有害物の発生、放射線への対策がどのようにとられたのか、説明をお願いします。

3点目に、これも昨年9月の定例会で、市の一般廃棄物処理基本計画の一本化について質問をいたしましたところ、市の将来展望に立った廃棄物処理の基本構想を定めることがまず必要であり、その後に、市全体の廃棄物を一体的に処理していくという視点から、一般廃棄物処理基本計画を策定していきますという答弁がされました。廃棄物処理の基本構想の検討議論はどこまで進んでいるのでしょうか。今後の予定を含めて教えていただきたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 13番石松議員のご質問にお答えをします。

まず最初に、地方公共団体の財務書類作成方式についてでございます。主なものとして、基準モデルと総務省方式改定モデルがございますけれども、両者の特徴として、まず基準モデルにつきましては、企業会計の考え方と会計実務をもとに、地方公共団体の特殊性が加味された方式となっております。

具体的には、作成段階からすべての資産台帳の整備と、公正価値による評価が必要とされ、また、個々の取引を発生主義による複式簿記の考え方によって仕分けを行う必要がございます。一方、総務省、方式改定モデルでは、これまでの旧総務省方式によるバランスシートの作成などの取り組みや、新たに発生する作成事務の負荷を考慮し、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、固定資産台帳や個々の複式簿記による記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して、固定資産台帳を段階的に整備することが許容されているところでございます。

固定資産台帳の段階的整備としまして、初期の段階では、売却可能資産の評価、その後、土地、建物、物品等などというように順次固定資産台帳を整備するというものでございます。

笠間市では、現在、総務省方式改定モデルを採用しておりまして、財務書類を作成しておりますけれども、これは今申しましたとおり、基準モデルに比べ、初期の段階において財務書類の作成に取り組みやすくなっているという点と、現時点で多くの団体で採用されているために、今後、団体間での比較が行いやすい点などから採用しているものでございます。

今後、基準モデルへの移行の可能性についてでございますが、基準モデルも、総務省改定モデルも、その目指す方向性は、住民への情報開示や、行政経営の活用、資産、債務の

適切な管理など目的は同じでございますので、総務省改定モデルにおいても、段階的な固定資産台帳の整備と、複式簿記の考え方の導入が完了したあかつきには、主要な点では両者の違いはないことから、総務省改定モデルでの財務書類を継続的に今後も作成してまいりたいと考えております。今後、国や他団体などの動向を注視し、また、作成方式の統一や新しい作成方式の策定などの可能性も考慮した上で、適切な作成モデルによって、財務書類の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、財務書類の分析結果でございます。平成20年度決算から作成しております現行制度に基づく財務書類を、より充実したものにするため、平成21年度決算分からは、今回の報告分からでございますけれども、前年度との比較を初めとする分析結果を内容に追加しているところでございます。

しかしながら、現行制度による財務書類の作成が、平成20年度決算からでございます、2カ年分のデータのみであること、また、団体によって財務書類を作成、公表する上での方式や時期などにばらつきがありますので、平成21年度決算における財務書類において、類似団体など団体間の比較などは進んでいないというのが実態でございます。

平成22年3月に、総務省のワーキンググループにより、地方公共団体における財務書類の活用及び公表についてが公表されておりますので、今後、全国的に財務書類の作成に加え、同一基準による分析がなされることが予想されますので、今後とも財務書類の作成にとどまらず、積極的に分析を実施し、笠間市における特徴や課題を把握してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ファシリティー・マネジメントでございます。

昨年の議会でこのことに触れ、建物の長寿命化等に触れているところでございますが、現在、本市におきましては、都市建設部で、橋梁長寿命化計画や公営住宅基本計画、上下水道部では、下水道長寿命化計画策定に向けた作業を進めているところでございますが、庁舎や公民館等の公共建物に関しましては、その作業が進捗していないというのが実態でございます。

本年度には、まず建物の図面や建築費等を把握して、固定資産台帳の作成に取り組む予定でありましたが、正直に申し上げまして、事務の進捗ははかどっていないという状況でございます。今後は、速やかに台帳整備を終了し、これを補完する調査等を実施して、長寿命化計画の策定を目指したいと考えております。

なお、既存施設のライフサイクルコストを試算できる体制づくりや、公共建物の管理体制の一元化についても進捗していないという状況ではございますが、現在、組織のスリム化を推進している中であって、多様な住民サービスが求められております。そこで、新たな管理部門を設けるという方向ではなく、現在、各所管課で施設の管理に当たっている職員等を集約しましてワーキンググループを組織しまして、この中で施設の長寿命化を含め、施設の効率的で最適な管理方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて、貸借対照表の試算の数字を取り上げられましたが、現在規模での設備、資産更新は可能なのかというご質問でございます。総額1,016億円の有形固定資産は、本市の普通会計の試算でございますけれども、これらの資産は長い年月を経てストックされてきたものでありますけれども、これから人口減少、とりわけ勤労世帯の人口が減少していく中で、従来のような税を初めとする財源の確保が非常に困難となってくるものが十分に予想できる中にありまして、これらの資産を継続的あるいは更新することは極めて難しいと思われているところでございます。

そこで、これらのインフラ資産につきましては、資産の長寿命化を図っていくことが重要となってまいります。施設等については、合併以前の旧市町で整備した施設も多く、老朽化も進んでおりますので、更新費用に加え、毎年の維持管理費用も考慮した上で、施設のあり方そのものについても検討してまいりたいと考えております。

市民ニーズと財政のバランスについてでございますが、多様化、高度化する市民ニーズの中で、資産の継続、更新のニーズも高いものと思われれます。今後、普通交付税の合併算定替え終了による歳入の減少や、社会保障費の増大などにより、限りある財源の中で、資産の維持管理や更新にかかる予算も多くは見込めない状況でございますので、市民の声に耳を傾け、真に必要なものは何かを見きわめ、施設の統廃合や廃止も含めての検討をしていかなければならないものと考えております。

最後に、資産更新のための資金についての計画でございますが、現在、資産更新のための資金計画に特化した計画はございません。資産の更新を目的とした基金は、市庁舎建設基金、義務教育施設整備基金がございますけれども、資産の更新には、活用できる国や県の補助金を積極的に活用した上で、その不足分に対応できるよう、現時点では財政調整基金を積み増しすることで備えております。

今後は、長寿命化計画にあわせた資金計画も検討し、資金の需要にこたえるためのインフラ再生、設備更新基金のような、特定目的基金の設置も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 13番石松議員の質問にお答えします。

まず、笠間地区と友部・岩間地区の一般廃棄物処理計画における事業系一般廃棄物処理の方法の違いについてのお尋ねでございますが、収集につきましては、両地区とも笠間市において許可をした業者により行われております。

処理につきましては、笠間地区においては、エコフロンティアかさまにて溶融処理を行い、同施設において最終処分を行っております。友部・岩間地区においては、環境センターにて焼却処理を行い、諏訪クリーンパークにて最終処分を行っております。

処理費用につきましては、エコフロンティアかさまにおいては、20キログラムまで無料でございますが、20キログラムを超えるものについては、搬入するごみの量により、10キログラム当たり70円から100円となっております。また、環境センターにおいては、ごみは10キログラム当たり200円、資源物は10キログラム当たり100円となっております。

災害時の一般廃棄物の処理についてでございますが、第1次受け入れでは、がらのほかに、コンクリがら、石等のほかに、一般家庭の廃棄物も回収されましたので、これらについては、がら以外については、通常どおり笠間地区についてはエコフロンティアへ、友部・岩間地区については環境センターの方へ搬出してあります。災害廃棄物の処理についてでございますが、再生利用の徹底については、環境省の災害廃棄物の処理指針では、再生利用が可能なものは、極力再生利用ということがうたわれております。それに従い、災害廃棄物のうち、コンクリート、ブロック、みがけ石等は、市内の中間処理施設において破碎され、再利用されております。かわらについては、中間処理後、駐車場の下に敷き詰めたり、庭の防草材として利用されております。

しかしながら、震災後、持ち込み量が増大しておりますので、多くが中間処理施設においてストックされているというのが現状でございます。これらの処理につきましては、市にも一般廃棄物として排出した責任もありますので、笠間市として、再生利用を図るため、中間処理業者を含め、協議を進めております。また、茨城県でも、利用の方法を検討していると聞いておりますので、県と協力して、利用の拡大を図ってまいりたいと考えております。

有機物物質の発生の対策とのことですが、アスベスト対策につきましては、第1回目の災害ごみの受け入れの際には、災害ごみの種類を制限せず受け入れておりましたので、職員が目視確認等を実施し、アスベストを含む家屋損壊のごみの受け入れはございませんでした。しかしながら、国等から通知がございましたので、国の指示等に従って散水による湿潤化を実施し、アスベストや通常の粉じん等の飛散防止対策等を行ってまいりました。第2回目以降につきましても、品目を限定したため、アスベスト含有の廃棄物は搬入されておりませんでした。

放射能対策のことですが、県から原発事故直後、今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う茨城県内での放射線の影響につきましては、現在までのところ、何らかの行動が必要とされるレベルのものではないという公表が発表されましたので、また、その後、福島県で発生した災害ごみについての取り扱いは言及しておりましたが、その他の地域については、通常どおりの取り扱いでいいということが示されましたので、特別な対応はしませんでした。

次に、一般廃棄物処理の基本構想の進捗状況についてお答えします。

現在、笠間地区は、エコフロンティアかさまで廃棄物処理を行っており、また、友部・岩間地区については、笠間水戸環境組合で処理を行っておりまして、それぞれ別の一般廃

棄物処理基本計画を作成しておりますが、将来的には、計画の一本化が必要と思われま。そのためには、市の将来展望に立った廃棄物処理の基本構想を定めるべきと思いま。これにつきましては、既存施設の耐用年数や、笠間水戸環境組合からの水戸市の脱退の動向を見詰めて、方向性を定め、その後、基本構想の策定に着手する考えでございま。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） ここで、暫時休憩いたします。

なお、午後1時より再開いたします。

午後零時06分休憩

午後1時00分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番鈴木裕士君、12番西山 猛君が所用のため、退席いたしました。

石松君。

13番（石松俊雄君） 2回目の質問を行いますが、率直に言わせていただきますけれども、1年前の答弁を確認しましたが、結局1年前は、言うことはわかるというふうにおっしゃったけれども、1年たったけれども、何もやっていないというふうに受けとめざるを得ないというのが私の率直な感想なのです。

先ほどの質問者の中にも、検討ではわからないというような話もありましたけれども、本当に、何度も何度も議会で確認をしていかなきゃいけないのかなということを率直に感じたことを、まず申し上げたいと存じます。

まず、新地方公会計制度の問題についてなのですけれども、なぜ、改定モデルをやるのかというふうにお聞きしますと、一つは、取り組みやすいということが言われました。もう一つは、改定モデルで取り組むところが全国的に多いから、団体間の比較もしやすいとおっしゃいましたよね。しかし、じゃ財務諸表の分析結果についてどうなのですかと、特に類似団体との比較どうなのですかとお聞きすると、それぞればらばらだから比較ができない。結局、改定モデルを選んだ理由は、取り組みやすい、つまり煩雑じゃない道を選んだというふうにしかならないわけですね。

私が申し上げたいのは、なぜ基準モデルにこだわるのかということなのです。実は、平成18年の国の検討委員会では、岡山県の倉敷市が基準モデルの市として選ばれたのです。それに対して改定モデルの市として選ばれたのは浜松市なのです。ところがこの浜松市は、21年度から基準モデルに移行をしているのです。というのは、改定モデルがやはり役に立たないからなのです。私が申し上げたいのは、何で新地方公会計制度に基づいて財務諸表をつくるのかというその目的や意義が、私どもと執行部の職員の皆さんが考えているのはすごく違うのじゃないか、そこに隔たりがあるのじゃないかなという気がしています。

今般の今期定例会の中で、私、決算特別委員会の委員長やらせていただきました。いろ

いろいろなことが議論になりました。あんなに成果表にシールが張られるのは初めてでびっくりしましたけれども。その中で私が特徴的だなと思ったのは、国保税に限らずいろいろな税金ですね、それから保育料ですね、これ処理不能金、いわゆる焦げついた滞納金ですよ。この額の多さに委員の皆さん目がいったのですね。執行部の方は、もっとちゃんと取り立てしろとか、そういうことを言われたように思われているかもしれないのですけれども、私はそうではないと思うのですよ。要するに、これから先、私たちの子どもの世代、孫の世代に笠間市を引き継いでいくときに、結局負債ばかりが残っていくわけです。先ほど総務部長の答弁の中にもありましたけれども、人口減少の時代に向かっていくわけですから、多くの負債を残すということは、市が維持していけなくなるのじゃないか、そういう委員さん方の心配のあらわれというか、そういう気持ちが、やはり滞納金が多い、負債が多いということに非常にこだわりが私はあったのじゃないかなというふうに思うわけですね。

そうしますと、これからは、予算よりも決算の方が大事だというふうに思うのです。特に、決算の中でも、ストック、いわゆる資産がどうなっていくのか、これから先、笠間はどれくらいのお金を市政運用のための使わなきゃいけないのか、そういうことを市民に明らかにしていく、そのことが新地方公会計制度に与えられた一番の大きな役割なのですね。そういう役割を果たすのに、果たして改定モデルでいいのかというふうに私は大きな疑問があるのです。

総務部長も言われましたけれども、民間と同じようにきちんと棚卸しして減価償却費換算してやったら基準モデルでやるしかないと思うのです。そういう意味で、私は、ほかの市町村基準モデルでやっているところがあるわけですから、やれないわけではないと思うのです。基準モデルを早急に採用すべきじゃないかというふうに思うのと同時に、比較はできていない、分析はできていない、これからだというふうにおっしゃっているのですけれども、私は、総務課が示したこの財務諸表、これではやはりわかりませんよね、何がどうなっているのかわからない。数値はいっぱい書いてありますけれども、笠間市の財政将来的にどうなのだと、わかりませんよね。

予算の方は、「わかりやすいかさまの予算」という冊子をつくっていただいて、これは県内でも先進的な取り組みだということで、議員の政策交流のときにも自慢をしているのですけれども、やはりそういうことを市民に明らかにしていって、笠間はこれだけの費用負担をこれから先していかなきゃいけないのだよという、そういうことをやる。それが私の通告の言葉を使わせていただきますと、市民にわかりやすい財務諸表をつくって、市民がディスクロージャーできるようにしてほしいということなのですね。ぜひともこれは、基準モデル、採用していただいて、そういう市民にわかりやすい財務諸表を明らかにしていく、これはもう一日も早くやっていただかないと困りますよ。これはやはりやっていただきたい、考え直していただきたいと思います。

それから、ファシリティーマネジメントについて、これも同じことを何度も申し上げるようで大変申しわけないのですけれども、結局、中長期的な修繕計画もできていないし、新築に当たってのライフサイクルの勘案もしていないし、ライフサイクルコストを試算できる体制づくりもできていないし、公共建物の管理体制の一元化もできていないと、そういうふうに理解していいのでしょうか。私はそういうふうにしか理解できなかったのですね。結局何もやっていないということなのでしょうか。

それから、もう一つは、1,016億円の有形固定資産、これは総務部長の言葉を使わせていただきますと、長い年月を経てストックされたもの、一方で、人口減少の中で、これ維持していくの困難だというように言われましたよね。私、質問の中でも、市民のニーズと財政バランスという言葉を使わせていただきました。市民は、いろいろな施設を今使っているのですよ。市民にとっては必要なものたくさんあるのですよ。ところが、人口減少の時代を迎えていって、笠間が維持できるもの、それは限られてくるわけですよね。そのときに、市民のニーズと笠間の財政力と勘案して、何が必要なのかということを選んでいく、検討していくというのが、つまり私の言っているファシリティーマネジメントなのですね。

ところが、今やられようとしているのは、決算委員会の中でも言われましたけれども、市営住宅の長寿命化、下水道の長寿命化、橋や建物の長寿命化、橋は長寿命化どこもしていかなきゃいけないと思うのですが、市営住宅を長寿命化するのも、いろいろな施設を長寿命化するのも、それは市民の声に耳を傾けていただかなきゃ困るのですよ。この施設が必要か必要じゃないかじゃないでしょう。市民が考えなければいけないのは、将来的な笠間の財政負担と、今ある施設、両方を勘案したときに、私たち市民にとって必要なかどうか、そのことを考えたいわけですし、そのことを考えさせるようなことをするのがファシリティーマネジメントじゃないのですか。それをまずやらないで、先に長寿命化しますと、そして、市民の声に耳を傾けますと言われても、先にもう結論出ちゃっているじゃないですか。長寿命化すると。そこが私は違うのじゃないかということをお願いしたいのですね。

長寿命化をやるということは、いい部分もあるでしょうから、いい部分についてはやっていただきたいのですけれども、その結論を出す前にこそ、きちんと、公共建物、せめて公共建物だけでも結構ですから、ライフサイクルコストをちゃんと試算していただいて、マネジメントをきちんとしていただいて、市民に情報を公開していただきたいと思うのです。そのためには、ワーキングチームじゃなくて、そのことを専門的に考える。そういう部署や人をちゃんとつくっていただきたいというのが私の質問の趣旨なのです。ここも取り違えないでいただきたいので、改めて答弁を求めたいと思います。

それから、廃棄物処理について何点が伺いました。一つは、一般廃棄物処理計画二つの間で違いがあるということはわかりました。ただ、わからないのは、収集については、市が許可した業者、当たり前ですよね。市が許可した業者がやるのは当たり前です。これは

笠間地区と友部・岩間地区のこの業者の差があるのかどうか、そこを私は聞きたいわけであって、市が許可した業者は当たり前のことです。これはきちんと答弁をしてください。

それから、もう一つは、今回の震災による災害廃棄物の処理の問題についてなのですが、部長のご答弁の中でいわれていましたが、国の指示からいえば、まず再利用を考えなさいと、そして再利用ができない場合は、管理型処分場で、最終処分場で処分する、それもできない場合は安定型最終処分場で処分する。つまり、再利用をまず心がけて、ごみを少なくするというのも、この災害廃棄物の中でやりましょうよということが国の中でいわれていますし、各市町村でそういう努力は私はされてきたのだと思うのですね。

再利用という観点に立ったら、何でコンクリートとか、かわらとかが、すぐ破碎されて粉になってしまうのでしょうか。私はこれが理解できません。お隣の栃木県の至るところで、みかげ石やかわらというのは、ちゃんと分別されて、そのまま使えるものはそのままとして使われているのです。庭の敷石とか。ここが要するに再利用するという、ごみの減量化という観点が栃木と笠間とは違うのじゃないか、何でこれ粉にしてしまったのですか、ここを一つ伺いたいと思います。

それから、有害物の発生、これはアスベストと放射能の問題があります。アスベストについては、ただ、水をまいたということだけですよね。要するにアスベストが飛散しないように対策をとったということだと思うのですけれども。廃棄物処理法でいきますと、吹きつけアスベストだとか、保温材など、いわゆるアスベストが飛散、石綿が飛散してしまうようなものは、特別管理産業廃棄物として扱われるわけです。それから、それ以外のアスベストの含有建材というのは、飛び散らない非飛散性アスベストとして、これも一般廃棄物として、石綿含有産業廃棄物というふうに分類されて、特別な処理がされていくわけじゃないですか。これが災害が起こったときはみんなごちゃまぜにくるのですよね。ごちゃまぜに来て、やはりきちんと分別しないと、アスベスト入っているかどうかってわからないですよ。ここがきちんと分別されて処分されているのかというところを私は知りたいのです。水まくだけじゃ、それは有害物、つまりアスベスト対策というふうに私はいわないのじゃないかなというふうに思います。

それから、放射能の問題については、空間放射線量、いわゆる笠間はそんなに放射線量が多くないから調べなくてもいいといわれたから調べなかったと、簡単にいえば、そういうことですよ。本当にそれでいいんですか、ということをお聞きしたいですね。県が大丈夫だといったから市は、調べてみないとわからないのじゃないでしょうか。

ホットスポットという問題もありました。数値だけに頼るのではなくて、きちんと調べて調査をする、安全性をはっきりさせる、それが市の行政の役割じゃないのでしょうか。そこを県のいうままにやるというのは、私は、市の存在意義がなくなってきましたし、そこはちゃんとやるべきだったのではなからうか、そのように思います。

粉に、なぜしてしまったのか、有害物、特にアスベスト対策は、これは本当にやったの

かどうか、放射能対策については、これでいいのかどうか、これきちんと改めて答弁を求めたいと思います。

それから、一般廃棄物の基本構想についてです。これも確認をさせていただきます。笠間水戸環境組合の水戸の対応がはっきりしたら、この基本構想に着手するというふうに理解していいのかどうか、ここだけを確認とりたいと思います。

2回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 財務書類作成の方式について、笠間市においては、改定モデルを採用しているところでございますが、議員おっしゃることはよく理解できるところでございます。まず、これを我が市が採用している理由は、やはり最大の理由は取り組みやすかったというような部分と、県内でも、約8割の自治体と同じ方式で行っているというような部分から取り組んだところでございます。

基準モデルに移行すべきではないかというお話でございますが、最初の取引の段階から仕分けをし、複式簿記的な仕分けをしていくという形でございますと、システムの大幅変更等も必要となってまいります。今のやり方も、まだ、2カ年の決算について行ってきた段階でございますので、これをいきなり基準モデルに移行するというのは、いささか無理があるなというふうに考えているところでございます。

それから、昨年、長寿命化について、それを一元的に管理できるような方策が望ましいのではないかというお話をさせていただきました。先ほど、お話ししたとおり、庁内を横断的にチーム編成をしましたワーキングチームで対応していきたいというお話をご説明申し上げましたが、やはりとりわけこの中でも、専門スタッフがぜひ必要ではないかというようなことで、現在も専門職1名おるところでございますけれども、さらに1級建築士を採用するという方向で今進んでおりまして、今募集をかけているところでございますけれども、そういう職員等の努力を結集して、ぜひ進めていきたいというふうに考えております。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 石松議員、再度のご質問でございますが、まず事業系の一般廃棄物につきましては、許可業者かまたは事業者みずから処分場に持ち運ぶことになっておりますので、その業者については、市で許可したものであればいいという、私は理解なのですが。

それから、災害時の大谷石等の粉にしてよかったかということなのですが、申しわけないのですが、中間処理施設でそれなりの処分をしていただけるものだと思います。搬出した次第でございます。その後、何度かヤードの方に行きまして、状況は伺って、なるべく市でもまた検討をお願いして、再利用を図りたいということで、先ほど答弁申し上げたわけでございます。

それから、アスベスト、放射能についてなのですが。アスベストにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、職員が目視して確認を行っておりました。アスベストの搬入がなかったことも確認しております。散水等の飛散防止については、アスベストの問題だけでなく、粉じん対策も含めて行っております。

放射線につきましては、6月30日までの間では、持ち込みがなかったと判断はしているわけなのですが、正直、その辺の危機管理が足りなかったかもしれません。それは認めると思います。

それから、一般廃棄物の処理基本計画でございますが、水戸の対応が決まったらばすぐ取りかかるのかということでございますが、現在、聞いておりますのは、新たに水戸で、処分場を、焼却場を新設するのが平成29年ということは伺っているのですが、まだ具体的な、脱退とか、それから精算の問題とかは協議してございません。ですから、この場でそれが決まった段階ですぐ取りかかるということは申し上げにくいのですが、先ほどと同じになるかもしれませんけれども、なるべく早急に策定にかかりたいと思います。

議長（柴沼 広君） まだまだあるぞ。指定業者の差あるとか、だれが答弁するの。

市民生活部長（小坂 浩君） 笠間と差があるのかということなのですが、先ほど申し上げましたように、事業系のごみは、事業者が自分で運ぶか業者に委託するかの判断でございます。その業者については、市で許可している業者で結構ですので、その辺の差は特にございません。

以上です。

議長（柴沼 広君） 21番市村博之君が着席いたしました。

石松君。

13番（石松俊雄君） 最後の質問ですので、あれですけれども。基準モデルの採用については、私はやはりどうしてもこだわりたいのですが、システムに大きなお金がかかると、いずれかかるのですよね、基準モデルに全部なりますから、時期の問題だと思うのですよ。

それから、急に移すのは大変って、結局そこなのでしょう、急に移すのが大変って、でもほかは急に移して一生懸命やっているでしょう。浜松市は最初、改定モデルでやったけれども基準モデルでやったのですよ。職員の方に聞いたら、本当に最初の数カ月間は忙しかった、大変だった。だけれども、結局資料ができ上がったら、今、学区審議会の議論していますよね。学区審議会はどうあるべきかと学校の統廃合の問題の議論じゃないですか。これも、市民というか、市民の皆さんお父さんお母さん方の要望と同時に、笠間が学校だけじゃなくいろいろな施設があるわけじゃないですか。その施設管理にどれだけのコストがかかるのかと、これも将来的なデータも一緒に本当はそういう審議会で議論しなきゃいけないのじゃないですか。一日も早い基準モデルに従った財務諸表必要なのじゃないですか。これができないと、私はファシリティーマネジメントもできないと思うのですよ。

これやはり認識の違いなののでしょうか。これ一日も早くってこれしか言いようがないのですけれども、悠長なこと言っていないで、お金はかかるのはいずれかかるのですから、早くやってください。これは強く申し上げたいと思います。

それで、一つだけお聞きしたいのですけれども、資産老朽化率が45.5%という評価が出ていますが、これだけは、ほかの類似団体に比べて高いのか低いのか、そのこともわからないのでしょうか。もしわかるのであれば、これだけについては、その評価についてお聞かせをいただきたいなと思います。

それから、ファシリティーマネジメントについては、1級建築士さんを採用してやるということは多少やる気があるのかなというふうに思いつつ、ご答弁をお聞きしていたのですけれども、私がちょっと申し上げたいのは、先ほども言いましたけれども、いろいろなところで長寿命化事業を導入しようとしていますよね。これを導入する前にやっていただきたいのですよ。で、市民の前にデータ提示をしていただいて、そして市民の声を聞いてください。両方のことをやらないと、それは本当の私は市民の声ではないと思うのですよ。ただ、要求、欲求だけを言うのではなくて、市民は笠間市の将来のことも不安に思っています。心配をしています。そのことと施設の統廃合、施設の管理、維持、同じ問題だと思います。そういう観点で、ぜひとも長寿命化事業の前にやっていただきたい、そのことをお願いしたいと思います。

廃棄物処理については、これは要するに、笠間でやっている業者と、友部・岩間地区でやっている業者は別の業者なのかどうかというのを聞きたいのです。それをちょっと教えていただきたいなということなのです。

それと再利用の問題なのですけれども、結局、再利用というか、ごみの減量化に対する感覚が私はちょっと違うと思うのですよ。確かに、災害が起きましたから、廃棄物を何とかしなきゃいけないという問題ありますよね。これは一日も早く何とかしなきゃいけないという問題があるのです。しかし、そこに環境問題、健康に対する問題、そういう観点からアプローチして問題意識を提起するのが、環境保全課の役割じゃないのでしょうか。そういう役割を環境保全課はもっと果たすべきじゃないのでしょうか。そういうことが果たされていないということに私は非常に問題意識を持つわけです。その問題意識をつくるためにも、やはり廃棄物処理の基本構想の議論をやるべきだと思うのですよ。この議論早くやっていただかないと、結局、ごみの減量化の話が、一般廃棄物処理計画は二つあるわけでしょう。笠間市としてどうごみ減量化していくのか、資源化していくのかという構想を立てられないわけですよ。その議論ができないのは、私はできていないのが一番問題だと思うのですね。だから、水戸の動向もあるのでしょうかけれども、一日も早くこの基本構想の議論に着手をしていただきたいと思います。

3回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 総務部長 塙 栄君。

総務部長（埴 栄君） 資産老朽化率45.5%というのは、ちょうど真ん中辺の注意程度ではないかというふうな認識をもっているところでございます。

それから、長寿命化計画というのは、ファシリティーマネジメントを、まず最初に、最初に行うというか、そういう理念のもとに施設の管理を行うべきであって、その中から、長寿命化計画も出てくるというようなご指摘をいただいたところでございます。この辺については、現在まで、それぞれの資産の所管部署が一元化されていなかったという部分の弊害でもあるのかなというふうに感じているところでございますが、極力、今後ファシリティーマネジメントという理念のもとに、資産管理に当たっていきたいというふうに考えております。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 石松議員、再々度の質問の中で、廃棄物処理業者の許可者が地区によって違うのかということなのですが、現在、市で許可している業者は55社ありまして、それぞれ3地区で許可得ているもの、1地区のもの、2地区のものありますので、一概に区別はございません。

議長（柴沼 広君） 13番石松俊雄君の質問を終わります。

次に、9番藤枝 浩君の発言を許可いたします。

〔9番 藤枝 浩君登壇〕

9番（藤枝 浩君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

半年前の3月11日、東日本大震災では、津波で家を流され、とうとい命を奪われた皆様には、ご冥福をお祈り申し上げます。とともに、被害に遭われました皆様、福島第一原発の事故で放射能濃度が高く家に戻れない皆様、一刻も早い復旧復興を願うものであります。そして、私どもの笠間市でも大打撃を受けました、家や塀、被害等、さまざまな被害です。そして放射能の汚染で農作物の被害等、大変だと思いますが、頑張っ、一刻も早い復旧をされますように、心から願うものであります。

さて、笠間市の道路や施設等の被害も大きく、特に旧笠間支所はひどくて、取り壊すほかない状況であります。そこで、質問でございますが、旧笠間市役所の取り壊しの計画はどうなっているのか、跡地について、どう考えているのか、これは、昨日の大関議員でもやっておりますので、もっと細かい質問の解答をお願いいたします。

第2点目は、8月末で震災による予算が総額で25億円と計上されているが、全体の進捗状況はどのくらい進んでいるのか、お伺いしたい。

そして、3月11日の東日本大震災の教訓として、避難対策、重点整備として、友部地区2、笠間地区2、岩間地区1の、計5カ所を指定し、その避難場所には、いつ起きるかわからないため、発電機、投光機等の配置と井戸、井戸堀りですね、深井戸。備蓄小屋の整備を行いますと、市長が5月20日の全員協議会のあいさつの中で話されておりました。その後の6月の第2回の定例会にも、冒頭のあいさつの中でも、その広域避難所の重点整備

を行い、災害に強いまちづくりを進めてまいりますとっておられました。その後、その件について実施されていないようですが、進めているのか、担当部長にお伺いしたいと思います。

もう1点、笠間市民体育館についてであります。現在は、被害が大きく、休館しております。耐震診断をしなければならないということで、専決処分と補正で合計923万円が予算化されています。今定例会の補正でも1,300万円ちょっとが災害復旧関連業務委託料として上がっておりますが、この体育館の復旧工事は補助がらみで対応するものと思っておりますが、今後の計画をお伺いいたします。

次は、食材の放射能測定機器の管理運用についてお伺いします。

現社会において、福島第一原発の事故以来、放射能の影響については、多くの市民の皆さんが不安を感じており、身近な市内の農産物についても、安全安心が求められており、今の社会においては、よりきめ細かな検査を求める声が上がっております。

このような状況の中で、本市でも、食材放射能測定器を導入していただきたいと、市政会として市長に要望していたところでございます。その結果、早速、購入するとのご返事がいただけまして、迅速な対応をしていただきまして、まことにありがとうございます。

さて、導入後として次のことをお伺いしたい。まず、初めに、学校給食に使用する食材については、必ず実施していただきたいと思っております。

そして次の6点についてもお願いいたします。

お伺いします。購入する目的、購入する機種、測定の対象品目、設置場所と管理する部署、測定による線量が基準を超えた場合の対応、測定結果の公表はどうか。

以上の6項目の解答をお願いいたします。

次は、給食センターについてであります。

先月8日、私どもの市政会で、震災箇所の旧岩間の武道館、そして旧市役所と給食センターを視察してまいりました。特に私は、給食センターへ初めていきましたが、この建物が古くて、古いばかりでなく見た目にも悪いのが、これが給食センターかと思わせるような第一印象でありました。築何年たつのか、職員に聞いたところ、建築は、昭和45年に施工していますとのことでありました。もう40年は過ぎていようかと思っております。

そこで質問いたします。給食センター建てかえの施工費は約6億8,000円の予算が必要とされておりますが、国の補助がらみで行うとのことですが、国の第3次補正予算で補助金が受けられなかった場合は、どのように計画していくのか、次年度の補助がつくまで待っているのか、それとも単独でも建てかえをするのか、お伺いしたいと思います。

以上、第1回の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 9番藤枝議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、震災によりまして被災した笠間支所の今後の予定でございます。今年度中に取り壊す予定でございます。現在、笠間支所の解体工事の設計中でございます。また、現在庁舎内にある、要するに、今の笠間支所の旧庁舎内にある備品とか、膨大な文書がございまして、これらの整理を行っているところでございます。これらの整理がついたあとに庁舎を解体する計画でございます。解体工事につきましては、年内発注を予定してございます。解体後でございますが、更地にしまして、市民のための憩いの場という利活用について考えてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、3月11日の東日本大震災以後、震災対応や災害復旧関連の予算措置の状況でございますが、一般会計から特別会計企業会計を合わせまして約26億円を現在までに予算措置してございます。この26億円というのは、例えば、災害復旧費と災害対策、つまり災害救助費でありますとか、災害のから処分費なども含めての金額でございます。そのうち道路や施設の災害復旧費に関して申し上げますと、約21億円が予算化されておまして、その進捗状況は約9億3,000万円ということで、大体50%の執行率、要するに契約率となっているところでございます。

続きまして、拠点避難所の整備の内容をお尋ねでございます。

拠点避難所としては、全部で6カ所考えてございまして、笠間地区は、面積も広大だという部分もございまして、笠間市民体育館、笠間小学校、稲田中学校。友部地区については、友部中学校、友部小学校。岩間地区については、岩間中学校の6カ所に設置する予定でございます。

具体的に申しますと、断水等による生活用水の確保としての防災用井戸を設置する、つまり深井戸を掘ると、掘削するというところでございます。それから停電対応として、発電機、投光機等を購入してまいります。また、炊き出し用の大型ガス釜を購入予定でございます。そのほか、備蓄倉庫を設置しまして、備蓄食料でありますとか、水を配備する予定となっております。そのほか、これらが拠点避難所であることが明確にわかりますように、案内標識板等も設置する予定でございます。

それから、これらの予算措置につきましてでございますが、今回の本議会に提案してございますこれら私が今まで申し上げた全体の額は2,389万2,000円、2,400万円弱となるところでございますが、これらは今回の補正で上程しているところでございます。

続きまして、市民体育館についてご質問されております。市民体育館、今回の震災の復旧については、ほぼ、道路やら年度内に復旧ができるように取り組んで、今進めているところでございますが、市民体育館については、現在、耐震診断、それから被災度区分判定調査というのを行うことになっておまして、それらは既に終りまして、現在、実施設計中でございます。今申し上げましたとおり、これ設計中でございますので、実際の改修工事等については、次年度に持ち越しとなる予定でございます。

また、市民体育館等の補助については、今まで、対象外という部分はございましたが、

新聞報道等で、震災に伴い被災したスポーツ施設等については、補助を検討するという国の方針が新聞の方に出ておりまして、まだ、確定ではございません。補助率も決まっているところではございませんが、24年度から補助をしていきますよという状況でございますので、この補助を当てにした、充当した改修工事を行っていききたいというふうに考えております。

それから、放射能測定器のことでございます。

まず、これを購入する目的でございますが、現在、農産物等につきましては、茨城県が放射性物質の測定を一元的に行っているところでございます。ただ、個人等で測定する場合については、民間の検査機関、専門の検査機関に依頼して判定している状況となっているわけでございます。このため、市民の食材に対する放射能の不安を解消するために、市が簡易的、この場合の簡易的というのは、機械は正確な機械でございますけれども、検査機関としての設備を整えた中での検査ではないので、あえて簡易というふうな言葉を使わせていただきますが、簡易的に、放射能測定器、測定できるように、この機器を購入するものでございます。

次に、購入する機種でございますが、日立アロカメディカル株式会社というのがございまして、ここの機種でございます。これを1台購入する予定でございます。なお、この機種につきましては、県内でも龍ヶ崎、坂東、河内、つくば、牛久等の自治体で同じ機種を導入しまして、一部では測定を開始しているところでございます。

次に、この対象品目でございますが、市民から持ち込まれました食品、井戸水、学校給食用食材、土壌などが考えられますけれども、一般に流通販売されている食材でありますとか、人が食するもの以外は、検査の対象から除くということで、現在検討しているところでございます。

設置場所と管理部署でございますが、設置場所は、測定機器を設置するスペース、測定するものの、要するに検体の洗い場、あるいは排水などの設備が必要になってくるかと思われまますので、現在、場所の選定を急いでいるところでございます。また、管理する部署については、総務課危機管理室で対応いたしますけれども、持ち込まれる測定材料によっては、関係課と協力してまいりたいと考えております。

なお、今、測定の対象品目、学校給食用食材もというふうな話でございますが、現在、教育委員会においては、専門の検査機関で検査中でございますが、この機械も利用していただいて、ここで検査をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。

次に、測定により線量が基準を超えた場合の対応でございます。

放射性物質の測定は、基本的に、先ほど言いましたように、簡易検査でございまして、測定時の基準を超えた場合は、持ち込み者に専門の検査機関で再検査をお願いすることや、測定値が基準を超えた場合の対応をあらかじめ関係機関と調整をしまして、要綱等を策定し、それに基づいた実施をしていききたいと考えています。

次に、測定結果の公表でございますが、現在、市では、放射線空間線量を、週2回、学校施設を中心に市内43カ所を実施するとともに、土壌調査についても、保育所、幼稚園、小学校、中学校等で実施し、結果はホームページ、かさめーる、市報等でお知らせしているところでございますけれども、笠間市が購入する放射能測定器で測定した結果につきましては、その場で持ち込まれた方にご確認をいただきますけれども、検査は、簡易検査ということでございますので、この結果の公表については、現在考えていないというところでございます。

以上でございます。

議長（柴沼 広君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 9番藤枝議員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほど総務部長が答弁した内容は、私どもで連絡がちょっと不適切でありまして、訂正をさせていただきたいと思えます。

市民体育館につきましては、現在、耐震診断、被災度区分調査中でありまして、これ終了後、実施設計に入る予定でございます。その予定については、耐震診断の判定会議が10月の中旬ごろあるということでございますので、その後になるということでございます。およそ、設計が5カ月程度かかりますので、大体今年度中の設計、それで新年度整備ということになるかと思えます。

それでは、学校給食センターの建てかえにつきまして、答弁申し上げたいと思えます。

笠間学校給食センターの建てかえにつきましては、昨年度に、設計業者を決定し、本年度までの継続事業として、基本及び実施設計を進めているところでございます。この事業の国庫補助につきましては、昨年度から、茨城県に事業計画書を提出し、国につないでございましたが、東日本大震災の影響を受け、文部科学省では、震災復旧関連予算の確保のため、施設の耐震関連予算を除き、平成23年度の新規補助事業の採択を見送ることとなり、笠間学校給食センターの整備事業についても先送りされることとなりました。このようなことから、今年6月上旬には、文部科学省に対し、補助採択について要望をしまいたところでございます。現在、国の3次補正予算による採択を目指しており、動向を注視していきたいと考えております。

なお、本年度、補助事業として採択されない場合については、財政的に、市の単独事業として実施することは困難であり、来年度の補助事業採択を待つて建設してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 大変失礼いたしました。

拠点避難所の進捗というようなことをお尋ねになった部分の解答が漏れてございました。先ほども説明したとおり、本定例会に議案として補正予算を計上しているところござい

ますが、これが成立後、直ちに事業の着手をしまいたいというふうに考えております。

議長（柴沼 広君） 藤枝 浩君。

9番（藤枝 浩君） ありがとうございました。

第2回の質問になるわけですが、最初の質問で、旧市役所の跡地、取り壊しと跡地についてですが、これは昨日の大関議員と重複していますので、これはこれで終わります。

それで、この重点避難整備として、友部地区、笠間地区、旧笠間地区ですね。岩間の1カ所、この避難場所は、今議会開催中の補正に上げているということで、これも省きます。これの解答は結構であります。

もう1点、笠間市民体育館であります。これも昨日の大関議員と重複していますので、これで質問は終わります。

次の、食材放射能測定器の管理運用についてであります。これは大事なことでありますので、あと1回申し上げますけれども、取手の例を申し上げますと、取手市では、保護者らから、給食食材の放射線量測定を求める声が強まって、取手市は、29日、市立小中学校の25の小中学校と中央保育所に、使用食材検査を9月1日から測定すると発表しました。日が変わりで2施設、2検体を選んで、それで暫定規制値1キログラム当たり500ベクレルを超える結果が出た場合は、同一食材をほかの施設で使用するのも中止すると、当日の食材の測定や全小中学校、保育所を対象とするのは、県内で初めてだということで、取手市でも力を大分入れております。取手市の場合は、放射能測定濃度が高いものですから、これはやむを得ないのかなと思っております。

当笠間市では、笠間給食センターの食材については必ず、先ほど答弁いただきましたので、これももう解答はいいです。

私の質問は、ほとんど重複していて、最後になっちゃいましたので、これで質問は終わります。ありがとうございました。

議長（柴沼 広君） 9番藤枝 浩君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（柴沼 広君） 本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、あす開きますので、ご参集ください。ご苦労さまでした。

なお、この後、2時から議会運営委員会を開きますので、第1会議室へお集まりください。

午後1時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署名議員 鈴木 貞 夫

署名議員 西山 猛